

とよなか

(部内資料)

教え子を再び戦場に送るな！ 2017年10月18日発行NO. 590

子ども達の豊か
な成長の力を
ために皆で力を
合わせましょう！

安保関連法に反対するママの会が絵本作家さんより寄せてもらった「選挙に行こう」のメッセージをFacebook・ツイッターで公開しています。



長谷川知子さん(絵本作家)



憲法9条を守ろう！
平和憲法を守ろう！
核兵器禁止条約に賛成する政府を！

秋の能勢へ 栗拾い!

袋いっぱい 大きなクリ!
田んぼで思いっきりかけっこ!

10月1日、大教済主催で能勢へ栗拾いに行きました。子どもを含めて総勢34名! 楽しく栗を拾いました。撒かれたクリではなく、木をゆすって落としたクリ(イガ栗)を足でうまく割り、中から大きな銀寄栗をとりました。

帰りには稲刈りの終わった田んぼに入って、虫を見つれたり、かけっこをしたりと秋の能勢を満喫しました。



「もちろん、普通の人間は戦争を望まない。しかし、国民を戦争に参加させるのは、つねに簡単なことだ。とても単純だ。国民には攻撃されつつあると言いつつ、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、国を危険にさらしている」と主張する以外には、何もする必要がない。この方法はどんな国でも有効だ」

ヘルマン・ゲーリング

ヘルマン・ゲーリングはヒトラー率いるナチス・ドイツでNo.2まで上り詰め、一時はヒトラーの後継者とまで言われました。ナチス・ドイツも選挙で民主的に国民に選ばれたのです。多くのドイツ国民はナチス・ヒトラーを支持しました。



育児休業手当の支給期間が改正されました

1歳を超えて、保育所に入所できないなどの【特別な事情】で育児休業等を必要とする場合、これまでの手当で支給は1歳6ヶ月まででしたが、2歳までに拡充されます。

適用となるのは、施行日以降に2歳に達する子です。
施行日は2017年10月1日です。

※特別な事情に当てはまる場合、育休延長を1ヶ月前に申請しなければなりません。現在育休中の方は現場にいないことに配慮し、情報の周知徹底をお願いします。



【特別な事情】

- ①保育所における保育を申し込んでいるにもかかわらず、1歳6ヶ月に達する日後の期間について保育所に入所できない場合
- ②子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が死亡、疾病、負傷、精神上的の障害等によって子の養育が困難となった場合
- ③離婚等によって配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなった場合
- ④子が1歳6ヶ月に達する日から6週間以内に出産する予定、または産後8週以内である場合